

台湾進出ガイド



産業振興法制の柱となる産業創新条例が施行

ハイテク企業向けの法人税の5年免税などを定めた「促進産業昇級条例」(2010年5月12日に廃止)に代わり、台湾産業全体の多角的発展とイノベーションを推進するための「産業創新条例」(全72条)が5月14日に公布、施行された。同条例では、研究開発の奨励や中小企業の雇用促進、工業パークの概念を拡大させた「産業パーク」の設置推進など、台湾政府の今後の産業振興政策の枠組みが規定されている。現在、条例の施行細則や関連法制の整備作業が進められている。

また、新条例ではその立法目的に合わせ、旧条例で定められていた特定のハイテク企業向けの各種租税優遇はなくなったが、代わって、法人税率を現行の20%から17%に引き下げる所得税法の改正案が立法院で可決されている。

以下で、産業創新条例の主な条文を紹介する。

- 第7条 各中央目的事業主管機關は、現に苦境にある、または苦境に瀕しつつある産業、伝統産業及び中小企業が生産力と製品の品質を高められるよう、補導又は補助する。また、産業ごとに産品の原産地が台湾であることを証明する標章を策定する。
- 第10条 産業イノベーションを促進するため、会社は、研究開発に投資した支出額を、その100分の15以内、かつ、当該年度の営利事業所得税額の100分の30を超えない範囲において、納税額から控除することができる。
- 第11条 中小企業のイノベーションを促進し、労働力構造を改善し、国民の就業機会を創出するため、中小企業が従業員を新規雇用する場合、中央主管機關は補助を与えることができる。
- 第13条 企業が無形資産の価値を算出するのを支援するため、各中央目的事業主管機關は産、官、学の代表を招集して、下記の事項を執り行なわなければならない：
 - 一、評価サービス基準の策定
 - 二、評価データベースの構築
 - 三、評価人員の育成
 - 四、模範ケースの策定
 - 五、プロモーション活動の実施
- 第33条 (一部抜粋) 中央主管機關、直轄市、県(市)主管機關、公民營事業又は産業創設者は、一定規模の面積の土地を選定し、実行性のある計画報告書を策定することができ、都市計画法又は区域計画法、環境アセスメント法及びその他関連法規に従って所定の書類を提出し、各主管機關の認可を受けた後、中央主管機關が産業パークの設置を認可する。